

平成20年9月10日施行
平成23年4月1日改正
平成24年11月22日改正
令和2年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和5年4月19日改正
令和6年5月30日改正
令和7年4月18日改正

長崎大学研究奨励金制度について（Q&A）

Q1：対象学生は？

A1：博士・博士後期課程学生を対象者とします（社会人及び留学生も含む）。
ただし、5年一貫制の博士課程第1年次及び第2年次に相当する者は除きます。

Q2：他の奨学金等との併給について

A2：以下の奨学金等との併給はできません。

その他の奨学金等については、それぞれの募集要項で併給制限を確認してください。

〈併給不可の奨学金等〉

- ・ プラネタリーヘルス研究奨励金
- ・ グローバル人材育成奨学金
- ・ 海外留学奨学金
- ・ 医学部奨学金
- ・ グリーンサイエンスの研究拠点形成を志向した研究者育成事業フェローシップ給付金
- ・ ウクライナ避難民学生支援金
- ・ 日本学術振興会の特別研究員（DC、PD等）採用による研究奨励金

（参考）「学長裁量による戦略型奨学金等の併給は、授業料相当額を上限とする。ただし、単独の奨学金等の支給のみで、授業料相当額を上回することは妨げない。（平成29年7月4日第279回役員会了承「今後の学生への就学支援について」）」によります。

Q3：TA, RA との併給制限は？

A3：TA, RA に採用されても、併給制限は一切ありません。

Q4：審査はどこで行われるのか？

A4：学長から審査委員会に付託され、そこで審査されます。また、対象学生には学長から「特別研究奨学生」の名称が授与されます。

Q5：報告書は？

A5：研究プロジェクトの研究代表者は、年度末に報告書の提出が義務付けられます。義務を怠った場合などは、返還を命じられる場合があります。

Q6：どのような申請書が必要か？

A6：申請者は、特別研究奨学生研究計画書（別記様式第1号）を作成し、所属する研究プロジェクトの研究代表者に提出してください。研究プロジェクトの研究代表者は、提出された研究計画書に自らが作成した特別研究奨学生採用計画書（別記様式第2号）を添えて、各研究科又は学環事務担当者へ提出をお願いします。

また、採用された学生については、「特別研究奨学生採用誓約書」、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等、別途提出いただく書類があります。

(特記事項) 研究計画書（別記様式第1号）の記載内容は、日本学術振興会・特別研究員の申請書の項目を可能な限り流用できるようにしています。

Q7：奨励金は個人の収入になるのか？また、所得税はどうするのか？

A7：奨励金は個人の収入になります。所得税については、源泉徴収義務者である長崎大学が所得税を控除し、税務署に納付します。

区分Bの場合、所得税の控除はありませんが、区分Aの場合は、扶養親族数に応じて所得税が控除され支給されます。

なお、奨励金以外に所得がある場合は、個人で税務署に対し確定申告を行わなければなりません。

※奨励金の支給を受ける場合は、事前に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を大学を経由して税務署に提出する必要があります。

Q8：奨励金の支給は1年間なのか？

A8：単年度毎の採用とします。

Q9：区分Aにおける，秋入学者の申請資格及び給付期間は？

A9：秋入学者については，最終学年に進級する年度中の公募において区分Aの申請をすることができます（ただし、当該年度に最終学年に進級することが確実な者に限ります）。採用された場合は当該年度の4月分から1年間奨励金が給付されます。

例：2024年10月に最終学年に進級予定の秋入学者の場合

2024年6月頃の公募にて区分Aの申請をすることができ、採用された場合は2024年4月～2025年3月の1年間奨励金が給付されます。

Q10：秋入学者の修了予定年度の申請資格及び給付期間は？

A10：区分Bのみ申請が可能です。

給付期間は修了予定年度4月～9月の6ヶ月分となります。

なお、残りの期間（10月～3月の6ヶ月分）の奨励金については、当該部局から新たに区分Bの学生の推薦があった場合、残額分の支給を行うことがあります。

例：2024年9月に修了予定の秋入学者の場合

2024年6月頃の公募にて区分Bのみ申請をすることができ、採用された場合は2024年4月～2024年9月の6ヶ月間奨励金が給付されます。

Q11：秋入学者であり，前年10月から今年の9月まで併給制限のある奨学金を受給予定である。申請は可能か？

A11：申請は可能ですが，採用された場合は併給制限のある奨学金の受給期間を除いた期間が受給期間となります。Q9及びQ10に該当する場合は併せて条件を確認してください。